# 公共事業の評価

## 完了後の事後評価の概要

#### 完了後の事後評価対象事業

- 1. 事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業
- 2. 審議結果を踏まえ、完了後の事後評価の実施主体が改めて完了後の事後評価 を行う必要があると判断した事業

### 完了後の事後評価の視点

- 費用対効果分析の算定基礎となった要因(費用、施設の利用状況、事業期間等)
- 2. 事業の効果発現状況
- 3. 事業実施による環境の変化
- 4. 社会経済情勢の変化
- 5. 今後の完了後の事後評価の必要性
- 6. 改善措置の必要性
- 7. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

#### 事業評価監視委員会

- ・大学教授、経済界、法曹界等で構成 (地方整備局においては、8~12名程度)
- ・地方整備局、独立行政法人、地方公共団体等ごとに設置
- ・事業評価監視委員会による意見具申
- ・審議の公開等により透明性を確保
- 事業評価監視委員会の意見の尊重

### 対応方針

- ・必要に応じ、再度完了後の事後評価、改善措置を実施
- ・評価結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに反映
- 評価結果、対応方針等を公表